

美浜発電所1、2号機の廃炉決定にかかる福井県への報告内容

1. 美浜発電所1、2号機の廃炉

○美浜発電所1、2号機については、新規規制基準への適合のために必要な各種対策の具体的な方法について検討を行った結果、供給力確保の観点、各種安全対策工事の技術的成立性、工事費用、運転可能期間、3月13日に導入された廃炉を円滑に進めるための会計関連制度などを総合的に勘案し、廃炉にすることを本日決定。

2. 廃炉に伴う地域経済への影響

○廃炉の工事を進めるに当たっては、積極的に地元企業を活用することとし、これまでと同等以上の地元発注および地元雇用を確保。

○美浜発電所1、2号機を加圧水型原子炉の廃止措置研究のパイオニアとして活用することとし、地元企業や大学、若狭湾エネルギー研究センターとも十分連携を図りながら廃炉研究を進める。

3. 使用済燃料の中間貯蔵施設の福井県外立地に向けた取組み

○従来からの取組みに加え、電気事業者間の共同・連携による事業推進等、様々な可能性を検討し、福井県外への使用済燃料の搬出に向けた具体的な目標時期を早期に示せるよう、最大限努力。

○昨年12月に国の原子力小委員会の中間整理において「国も積極的に関与して、具体的な取組みを進める」との考え方が示されたところであり、事業が早期に具体化できるよう、他の事業者とも連携して国に要請していく。

4. 廃止措置に伴う放射性廃棄物の処理

○現在、国により進められている比較的放射能濃度が高い廃棄物埋設に関する規制基準の制定に向け積極的に協力するとともに、電気事業者間で連携し、制度の早期整備や処分地の確保等に関する国の関与、支援を引続き要請。

以 上